

秩父市省エネ設備更新補助金

◎物価高騰による電気代や燃料費の値上がりの影響を受けている事業者に対して、燃料、原材料等の使用量削減につながる設備導入経費の一部を補助します。

対象者

市内に事業所を有する中小事業者等（※）で市税の未納がない方（**全業種対象**）

※中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者
及び同条第5項に規定する小規模企業者

対象となる設備

燃料や原材料等の使用量削減及び温室効果ガス排出量の削減につながる設備

例）空調設備、照明設備、ボイラー・給湯設備、冷凍冷蔵設備、
エネルギー管理システム、蓄電池等

（※詳細は裏面参照：設備ごとの省エネ基準等が記載しています。）



補助対象経費

設計費、省エネ設備購入費、省エネ設備導入工事費、諸経費

補助金の額

＜製造業＞上限100万円、＜製造業以外＞上限50万円

*補助率⇒補助対象経費の1/2

補助対象経費が税抜き60万円以上のものが対象

申請書類

- ・申請書（様式第1号）、事業計画書、収支予算書
- ・導入する設備の配置図
- ・既存設備の写真（ただし、ガスコージェネレーション、エネルギー管理システム、蓄電池の場合は不要）
- ・導入する設備の仕様を確認することができる書類（カタログの写し等）
- ・補助事業に係る見積書の写し



HPのQRコード

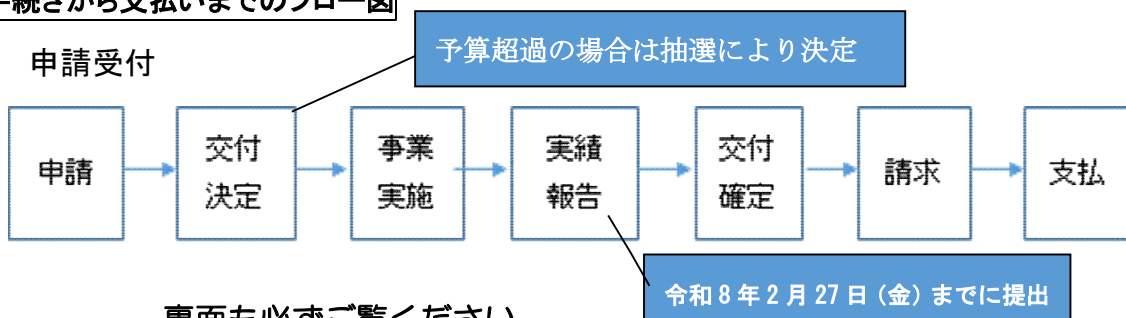
◇申請書は市のHPから

ダウンロードできます

事業着手前に、交付申請書へ関係書類を添えて申請してください。

申請期間	令和7年4月14日（月）～5月30日（金）
申請先	先端技術推進課（歴史文化伝承館3階） ※郵送可（〒368-8686 秩父市熊木町8-15 先端技術推進課 宛） 締切当日の消印有効

申請手続きから支払いまでのフロー図



補助対象となる省エネ設備とその基準一覧

設備の種類	設備基準
高効率空調設備、 高効率照明設備(LED)及び高効率給湯設備	既存の設備を更新する目的で導入するもので、国等による環境物品の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)に適合するもの、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第145条第1項及び第2項の規定に基づき定められた特定エネルギー消費機器に係るエネルギー消費性能等の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項(以下「トップランナー基準」という。)を満たすものの等の省エネ性能の高い設備に限る。
高効率ボイラー設備	15年以上使用した既存設備を更新するものに限る。
業務用冷凍冷蔵設備	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
交流電動機(圧縮機、送風機及びポンプ単体)	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
変圧器	既存設備を更新するもので、トップランナー基準を達成した設備又はこれと同様の性能を有すると認められる設備に限る。
ガスコージェネレーションシステム	都市ガスを燃料として、必要な場所で電気をつくり、同時に発生する熱を冷房・暖房・給湯・蒸気などに利用できるシステムの構築
エネルギー管理システム	施設におけるエネルギー使用状況を把握し、最適なエネルギー利用を実現するためのシステム構築
蓄電池	太陽光発電設備と連携するものであって、かつ、経済産業省が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業又は環境省が行う戸建て住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化支援事業の対象機器であるものに限る。

Q & A (よくある問い合わせ)

Q1	すでに省エネ設備の導入を行ったが、対象にはなるか？
A1	交付決定以前に施工(着工)しているものについては対象となりません。
Q2	省エネ設備とは具体的にどんなものか？
A2	交付要綱別表1のとおりで、グリーン購入法適合やトップランナー基準達成等、省エネ性能の高いものが該当します。 ＜参考:グリーン購入法適合＞ 環境省が毎年公表するグリーン購入法の「基本方針」の判断の基準を満たしている製品・サービスのこと。 環境省 HP: https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/ ＜参考:トップランナー基準(制度)＞ 対象となる機器や建材の製造事業者等に対して達成を促す、エネルギー消費効率の目標のこと。省エネ基準を達成した機器には緑色のeマーク 、達成していない機器はオレンジ色  で表示している。 経産省 HP: https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/enterprise/equipment/
Q3	リースでの導入は対象となるか？
A3	対象になりません。
Q4	他の補助金を受けている場合でも、当該補助金の交付を受けることは可能か？
A4	補助対象経費について、国や県など他の補助金の交付を受けている場合は、併用はできません。 ※なお、埼玉県(温暖化対策課)において、「令和6年度 CO2 排出削減設備導入事業【緊急対策枠】」として 令和7年4月25日から4月30日で申請受付しているので、大規模な設備更新を予定する事業者の方は、そちらの公募をご検討ください。市環境課の「屋根置き太陽光発電設備・蓄電池及び高効率照明機器補助金」との併用もできませんので、高効率照明(LED)や蓄電池を検討の際は要件を確認したうえで、どちらかにご申請ください。